

試験監督協力制度の悲劇

—市民教養としてのルールの戦略的理解—

矢根真二

I 開題

II ルールと外部性： 教育の外部性と外部性の教育

- (2-1) 教育の外部性： 転換期における法と経済学の新たな重要性
- (2-2) 外部性の教育： ルールを理解する基本的な視点

III 試験監督協力制度の役割： 正の外部性への協力義務

- 3-1 試験監督協力制度の特徴： 正の外部性と費用負担義務
- 3-2 試験監督協力制度の役割： 囚人のジレンマの回避

IV 試験監督協力制度の悲劇： 負の外部性とルールの改善

- 4-1 試験監督協力制度の機能： 負の外部性による新たな教員のジレンマ
- 4-2 試験監督の悲劇： 集団行動と混雑現象

V 結語

参考文献

APPENDIX 費用関数の性質と社会的最適参加者数

キーワード：共有地の悲劇，囚人のジレンマ，非協力ゲーム，
大学教育，ルール

I 開題

小論の目的は、法と経済学の入門書レベルでの外部性の理解が今や至る所で問題にされる組織内ルールの改善に不可欠なことを例証することである。きわめて身近な組織内のルールでさえ、外部性に対する工夫として考案され、そのルール設定・制度設計の仕方によっては別種の外部性を生み出しかねず、だからといって容易に修正できるとは限らない点を理解しておくことは、たんに組織の一員として必要なだけでなく、今日の構造改革のような社会的な法整備・改革に直面する市民的教養としても重要だからである。

すなわち、従来の「護送船団型・行政指導型社会」から「ルール型・司法型社会」⁽¹⁾へ転換しつつある今日では、社会システムの基本的な法体系であれ組織内の様々なルールであれ、その役割と機能を認識する上で外部性の理解の重要性が高まっており、それを学内外の市民の教養として広く共有する行為自体が実際に正の外部性を生み出す。そうだとすれば、ルールの役割と機能に関する基礎的な知識と技術を広めることは、たんに法学部ないし大学の日常業務以上の今日的価値を有する使命ともみなせよう。

この点を少しでも多数の人々に理解して頂くために、小論では一般的・抽象的な議論だけでなく、具体的な題材として大学の定期試験監督の協力制度を取り上げる。その理由は、Hardine (1968) が指摘したように負の外部性を認識させることが教育の役割だとすれば、まず大学関係者こそルールの役割と機能についての吟味を開始すべきであり、関係者に身近な例の方が批判も含めて多くの思考材料を提供できると考えたからである。

さらに今後の大学改革が競争的な視点からの法整備・制度改革に進むと予想するなら、現在盛んに行われている一般的な改革論議から個別大学のガバナンスの再検討に問題の中心が移行し、組織内の各種ルールの吟味がサバイバルに不可欠になると予想されるからである。この意味では、今後盛んになるだろう大学内諸制度の再検討のささやかな礎石たらんとする試

みともみなしうる。

小論の構成は以下のとおりである。まず第II章では、時代の転換期を迎えて法と経済がクロスオーバーする領域への注目が高まるにつれ、ルールの役割と機能の認識における外部性理解の重要性の高まりとそうした教育が生み出す外部効果に注目する。次に第III章では、身近な組織内ルールの具体例として定期試験監督の協力制度を取り上げ、それが量的拡大重視の経営政策と年功序列型賃金制度を補完する役割を果たしてきたという仮説を提示する。この仮説は、正の外部性による便益を大規模クラス担当者に内部化させるのではなく、全構員に費用を均等負担させる公式行事化を選んだ事実と整合的である。ところが試験実施に制約がない協力制度が実際に果たす機能として、混雑現象という負の外部性が発生し、教員から成る「社会」の厚生がかえって低下してしまう危険性を第IV章で明らかにする。すなわち、「囚人のジレンマ」ならぬ「教員のジレンマ」、「共有地の悲劇」ならぬ「試験監督の悲劇」が起こりうるのである。第V章では以上の分析結果と課題が要約され、Appendix では監督費用の状況に応じた社会的な最適者数に関する技術的な補足がなされる。

II ルールと外部性： 教育の外部性と外部性の教育

ここでは、ルールに関する教育の外部性と外部性の教育に関する一般的な考察を展開する。最初に、「ルール型・司法型社会」への転換期における法と経済学の役割、特にクロスオーバーする領域の重要性に着目し、そのルールの基本的な理解が社会への外部性を併せ持つために現代市民の教養としてきわめて重要である点が強調される。次に、現代のルールの役割と機能の理解に要する一般的な原理の中でも最も基本的な外部性に注目し、それが今や学内外に広く浸透させるのに十分な標準化の進展を遂げていることを確認する。

(2-1) 教育の外部性： 転換期における法と経済学の新たな重要性

「法治国家」の下では、明示的であれ黙示的であれ、現存するルールの理解は安全・安心な生活を送るために不可避である。同様に、自由取引を中心に営まれる日常生活を快適に送るためにには「市場経済」の理解が不可欠である。事実、長年に渡って大学の専門・教養科目として法学と経済学が定着してきたのも、法治国家と市場経済の確立こそ先進国に不可欠なインフラであり、少なくとも指導者には欠くことのできない教養だとみなされてきたからであろう。

有効な所有権制度の上に円滑な市場取引が行われ、一定の歳入の下でルールの有効性が確立されてきたことを想起すれば、法学と経済学の補完的な役割がますます重要なことも明らかである。実際、クーター・ユーレン（1997）やハリソン（2001）といった「法と経済学（Law and Economics）」の入門書が次々に翻訳され、三輪・神田・柳川（1998）のような日本の会社法への応用も始まっている。また、法学者からの経済改革提案や経済活動の変化を見通した司法制度改革論議も活発である：「法科大学問題を含む日本の司法制度改革の直接なきっかけは、……、従来の、官僚・経営者・銀行・労働組合の四つに目配りしてさえすれば良かった時代が、金融・証券市場すなわち国民全体に向かって、企業のあり方や経営の方針・成果等を訴えていくような発想へと、変わらなければならなくなつたことによる」⁽²⁾。

今後も法と経済がクロスオーバーする領域の重要性は、世界規模でのルールの衝突・統合と市場の拡大・摩擦が持続する限り、グローバルな時代の舵を取る多様な階層の指導者にとってますます高まらざるをえない。さらに、本学法学部も予想するように「訴訟型社会」へ近づくにつれて、指導者や専門家だけでなく、あらゆる組織に属する市民にとってルールの理解の重要性は高まらざるをえない。⁽³⁾すなわち、より高度なルールへの理解力・対応力が多数の市民に求められつつあり、各市民にとってもその要請を満たすことが必要なのである。

しかしそう重要な視点は、戦後日本の発展を支えてきた社会システムの

疲弊が誰の目にも明らかになった今日では、市民のルールへの理解力・対応力を高めることができた個人的な利益を越えて社会全体に正の外部効果を与えるという点である。なぜなら組織やルールが疲弊しているのは、中央政府と民間大企業ばかりでなく、地方自治体や非営利団体に至るあらゆる階層の広範な組織だからである。

もはや新たなルールへの対応が迫られているのは、従来から政治家や官僚への批判が集中してきた中央政府だけでなく地方政府にも同様に及んでおり、度重なる営利企業の不祥事と同じく医療・福祉や学校・教育に携わる非営利団体の不祥事も珍しい事件ではない。⁽⁴⁾ 民主主義下におけるシステム転換の窮屈の扱い手が（少なくとも名目的には）市民である以上、多数の市民による支持を得ることなくシステム転換を実現することは不可能である。また、中央の一部の制度を変更しても、それに関連する無数の組織がうまく適応できるとは限らず、制度改革の有効性が損なわれたり対応力の鈍い組織が破綻したりする危険性は大きい。

すなわち戦後の社会システムの大転換には、従来からの既得権益に縛られることなく、提案される新たな社会システムの中からの選択・支持を行う良識と、そのシステムに対応できるよう各自が属する組織の改善を自ら行いうる技術が必要なのである。事実、こうした良識と技術が普及するほど、既得権益に執着した行動も露呈しやすくなり、社会システム全体の賢明な転換と個々の組織のガバナンスの改善も先を競う好循環を起こしやすくなる。それゆえルールの役割と機能に関する良識と技術は、もはや一握りの指導者階層だけのものではなく、むしろ現代市民に不可欠な基礎教養である。実際、市民のルールへの理解が乏しければ、社会全体としての新たなルールへの転換は（詳細が示され利害が明らかになるにつれ）少数の利害関係者の反対によって右往左往し、たとえ新たなシステムへの転換が少しずつ始動している場合であえ無数の末端組織は旧態依然としたまま取り残されてしまう可能性が高い。

特に、これまで批判の矢面に立ってきた中央政府や大企業の問題点の幾つかが地方政府や非営利団体にも当てはまり、しかも注目度の低かった分

だけ未熟な状況にあるとすれば、問題はさらに深刻である。なぜなら、多数の市民自体が新たな社会システムへの認識や近隣組織での新たなルール作成技術を欠いていることを示唆するからである。実際、遅々として進まない情報開示が中央政府や大企業の不祥事の温床であるとしても、地方政府や非営利団体の「平均的」な情報開示の進展はそれさえも大きく下回ることは事実なのである。これでは社会システム転換の原動力は外圧などの外部要因に頼らざるをえず、実際に転換が始動したとしても過半の組織には迅速な対応を期待できない。

たとえば、従来の「護送船団型・行政指導型社会」から「ルール型・司法型社会」への転換を1つの潮流とみなした場合、金融・鉄道・電気通信・電力・ガスという大企業がひしめく分野でさえ、需給調整条項の廃止といったルールの変更が実施されてきた。たとえ自由化の方向に不満があるとしても、省庁の裁量的な指導余地は削減され、企業にとって自らのガバナンスを改善する機運が高まったことは確かである。他方、2002年度に地方自治体が自らの構造改革特区内の特例として要望したにも関わらず、株式会社の病院や学校経営への参入は省庁や利益団体の反対によって認められなかつた。⁽⁵⁾確かに一昔前なら病院や学校への株式会社への参入など「信じられない話」で片づけられたかもしれないが、かつては公益事業の自由化も「信じられない話」であったことを忘れてはならない。近視眼的な行動に陥り過去に固執すればするほど、自らのガバナンス改善は立ち後れ、ルール型・司法型社会から取り残されてしまうからである。⁽⁶⁾社会システム転換のスピードにキャッチアップできないのは営利企業ではなくむしろ非営利団体であり、非営利団体のガバナンスへの信頼は営利企業よりもずっと低いというのが現実なのである。

ここで問題の焦点は、認可の是非ではなく、許認可が患者や生徒として大半の市民を巻き込む問題であるにも関わらず一部の関係者のみで決定される点にある。たとえば、病院の参入に日本医師会が強く反対したとしても、より多くの市民を代表する（はず）の地方自治体の要望が簡単に無視されてしまうこと自体が問題なのである。参入への賛否はどうあれ、い

ずれの市民にとってもまさに既存の意思決定ルール自体の疲弊を意味しているからである。既存の意思決定に関わるルール自体が問題視される転換期には、ルールの役割と機能に関する知識と技術を（社会システムの指導者層にだけではなくむしろ）市民の基礎教養として広く定着させが必要たる所以である。

事実、構造改革という日本の中心的なルール改革でさえ、「①政党による設計図の提案 →②国民の選択 →③民意を反映した法案化 →④達成状況の検証」という改善のための基本サイクルを欠いている。⁽⁷⁾しかし問題の深刻さは、倒産が現実問題化しつつある地方自治体や非営利団体の平均的なガバナンスが基本サイクルを欠く中央政府や大企業のそれをも大きく下回る点なのである。

したがって、ルール型・司法型社会への転換が進む限り、ルールの役割と機能に関する知識と技術は、現代市民に不可欠な教養としてますます社会的に重要になる。それゆえルールの役割と機能に関する知識と技術は、たんに法学部内部だけでなく、現代市民の基礎教養として学内外に広く定着させるに値する重要性を持つのである。

基礎的な教養たる理由は、「訴訟型社会」の到来によって個人の生活にますます不可欠な知識になるだけでなく、転換期における内外の組織のガバナンスのスムースな改善という大きな社会的利益をもたらすからである。すなわち、まさに教育が大きな正の外部効果を有するからである。

(2-2) 外部性の教育： ルールを理解する基本的な視点

もちろん個別の法律や契約の高度な理解と対応は専門家の業務であり、そのためには相応の高度な専門知識・技術が必要である。しかし「ルール型・司法型社会」・「訴訟社会」・「契約社会」といった多くのキーワードが示すように、誰もが市民または組織の一員として諸ルールの選択・対応を日々迫られる毎日を過ごし、その結果が当人自身も含めた社会の環境を形成する。事実、専門知識がないのに選択を迫られたり、自らの専門知識から判断して納得のいかない結果に直面したりすることも少なくない。

たとえば、社会システムにおける法律であれ組織内部における契約である、総論としての支持や反対の動きとは逆の事態である不採択や採択という結果に陥る場合がある。特に、ルールの果たすべき役割に対する規範的な認識および実際に果たす機能に対する実証的な認識の段階において、不確実性や他のルールおよび主体との複雑な相互依存関係が重要な場合には、表面に見える以上に利害関係が錯綜するので、大きな利害を有する関係者以外の関心は（理解する費用が高まるので）低下してしまいがちである。⁽⁸⁾

そもそも不確実性が大きな役割を果たす場合には、起こりうるあらゆる事態に備えた完全無欠のルールの作成など現実的ではない。⁽⁹⁾また、社会や組織におけるルールは、互いに独立しているとは限らず、むしろ補完的な関係にある場合が少なくないから、きわめて複雑な効果を持つのが普通である。⁽¹⁰⁾さらに、新たなるルールだけを取り上げた場合でさえ、ある人の行為が他の人々に影響を与える外部性のすべてを予測することも難しい。ゆえにルールの理解は、ルールに関する専門知識を除いても、不確実性・補完性・外部性といった一般的な3つの問題に現実の利害関係が絡む骨の折れる作業なのである。

とりわけ、第3の外部性の基本的な原理を通じたルールの理解は、次の2つの側面からルール型社会の市民として不可欠な基礎教養になりつつある。第1に、「外部性」とはある人の行為が他の人々に（対価なしの）便益や（補償なしの）損害を与えることだから、まさに利害対立の根源に關係しており、多数の構成員による理解と協力なしには社会的に満足できる結果を達成できないからである。⁽¹¹⁾事実、地球温暖化や環境汚染から近隣の騒音や廃棄物などの日常生活に関わる問題の多くは外部性に端を発しており、外部性の基本的な理解を共有することで対策への合意を促進できる。逆に、多くの市民が十分に理解しないまま個々に古典的な自由を振り回せば、その組織や社会は悲惨な結果に陥ってしまう。これはまさに、「自由を放棄する必要性を明らかにすることこそ教育の役割である」という Hardine (1968, p. 1248) の半世紀前の結論に他ならない。逆に言えば Hardine の

指摘した「共有地の悲劇 (The Tragedy of the Commons)」は解消されるどころかむしろ至る所で生じており、かえって当時よりも教育の必要性が高まっていることは前節で指摘した外部性教育の外部性が高まっていることからも明らかであろう。⁽¹²⁾

ルールの理解のために外部性に着目する第2の理由は、不確実性や補完性よりも分析の標準化が進んでおり、社会学・政治学・法学・経済学・経営学といった市民生活に関わる幅広い分野の基礎知識となりつつあるからである。たとえば共有地の悲劇は、すでにハリソン (2001, p. 41) のような法と経済学の入門書でもマンキュー (2000, p. 466) のような経済学の入門書でも、私的利害の追求が協調した場合の大きな利益を失う「囚人のジレンマ」の側面から解説されている。さらに囚人のジレンマや戦略的な依存関係は経営学や政治学の基礎知識となりつつあり、その説明の際には初步的な「非協力ゲーム理論」が用いられるのが一般的である。なぜなら、マクミラン (1995, p. 35) も指摘するように、「ほとんどのゲームには、協調とコンフリクトに一種の緊張関係がある」ためであり、協調と対立を制御することこそルールの基本的な役割だからである。こうした技術的な進歩は、ハリソン (2001, p. 39) も指摘するように「法と経済学の多くは、外部性と称されるものにかかわっている」からであり、第1の市民生活における外部性の重要性の認識の帰結だともみなしうる。

すなわち、市場取引の範囲が拡大するにつれ、もはや伝統的なアダム・スミス流の「神の見えざる手」の働きは当然視されるとしても、それが働かない場合の「市場の失敗」に対する政府介入の貧弱な結果が繰り返されるにつれ、市場成果の改善を政府に全権委任すれば解決できるという「救いの神」信仰も崩壊しているので、既存の市場の守備範囲を越えた外部性に対する知識の重要性が増しているのである。神の見えざる手も救いの神も有効でない場合には、いかなるルールをもって個人およびその個人が属するチームや組織の社会的厚生を引き上げができるかという知識・技術こそ重要だからである。この重要性が広範な領域で認識されるにつれ、その一般的な原理や対処策も初学者向けのテキストで解説される時代を迎

えているわけである。

たとえば、農業・学校・病院・特別養護老人ホームなどへの株式会社参入論議の活発化は、もはや学校や病院も競争市場の例外たりえない現実を象徴している。競争とは別個の固有の原理が自然に働き発展すると期待されてきたにもかかわらず、現実の組織のガバナンスと成果は貧弱で、監督官庁の護送船団方式によるコントロールも救いの神たりえないことが明らかになりつつあるからである。

さらに、これらの競争促進的な法改正の論議は、もはや専門誌上だけでなく、一般新聞紙面や総合月刊誌上で盛んに議論されているという事実は、ルールの理解ないし法と経済学が一般的な市民の基礎教養として不可欠になりつつある証拠である。⁽¹⁴⁾ 学校や病院は、まさに正の外部効果を有するがゆえに見えざる手の対象とされず、もっぱら救いの神に委ねられてきたからである。

こうして、既存の競争市場は万能ではありえないにもかかわらず、政府介入の貧弱な成果が露呈されるにつれ、あらゆる産業に競争的な視点からの法整備・制度改革の必要性が説かれる。ところが学校や病院が社会に対して外部性を保有するなら、そもそも既存の市場では対応できないのだから、遅々として進まない民間企業の法整備・制度改革よりも複雑に利害が錯綜する。ゆえに、競争的な改革に対応できるようなガバナンスの要請を受けても、それぞれの学校や病院レベルでの組織内のルール整備・制度改革には様々な既得権益が絡んで大きなバラツキが生まれざるをえない。なぜなら、外部性の存在ゆえに市場から隔離されたものの、競争圧力の欠如した環境では過去の慣例に従ったルーティンワークの維持が主要業務となりやすいため、ガバナンスの改善どころか旧態依然とした慣行の継続による既得権益への固執に陥りやすいからである。

こうして民間企業はもとより非営利団体ではそれ以上に改革を遅延させる多数の問題に直面する。個人が私利を追求することで短期的な利益を得ることは確かだから、それが個人の属する組織や社会全体に及ぼす損失の大きさを多数の市民が共有することなくして、組織や社会のジレンマを解

消できない。「自由を放棄する必要性を明らかにすることこそ教育の役割である」という Hardine (1968, p. 1248) の結論は、外部性の弊害が明らかな組織や社会では依然として正しいのである。

そこで外部性が及ぼすルールの役割と機能に関する具体的な検討例として、大学組織内部の簡単なルールを取り上げることが有益である。なぜなら第1に、上述したように外部効果を有する外部性の教育は今日の大学に課せられた重要な使命だからである。第2に、好むと好まざるとに関わらず、受験人口が1992年にピークをつけ2009年には全入時代を迎える大学間の格差は拡大基調にあり、各大学固有の付加価値を高める制度改革なくしてサバイバルが難しい状況だからである。⁽¹⁵⁾さらに第3に Dixit and Skeath (1999, p. 371) も指摘するように、教育が作り出すノルムが十分に浸透している組織内部では外部性がもたらす対立なども比較的うまく内部処理されると期待されているからである。すなわち大学は、ルールの理解に率先すべきであり、かつ実際に率先する必要にも迫られており、また相対的にうまく対処できると期待される、「絶好のベンチマーク」なのである。

III 試験監督協力制度の役割： 正の外部性への協力義務

ここでは、外部性の存在が身近な制度やルールの設定に果たす役割を理解するために、試験監督協力制度が果たしてきた役割について具体的に検討する。まず、試験監督協力制度が年功序列賃金体系下での量的拡大を優先する経営政策の補完制度として発展したという見方を提示する。大規模クラスの増加やその定員の増加は、規模の経済性が働く限り、教職員から成る「社会」にとって合理的な選択であったことが示される。なぜなら、社会の構成員に正の外部性が発生する場合には、通常の公共財の供給と同じく、全構成員に費用分担を課すようなルールなくして、社会的に最適な供給を実現しえないのである。

したがって、試験監督協力制度が目指した役割は、公共財供給のためのルール作成と同じく、囚人のジレンマへの転落を未然に防ぐ点だという解

訳が次に示される。すなわち、入門書レベルの簡単な戦略フォームを用いて、2プレイヤーが同時に行うワンショットゲームの観点から、試験監督協力制度の基本的な役割を理解することができる。

3-1 試験監督協力制度の特徴： 正の外部性と費用負担義務

いわゆる護送船団方式下の産業では製品差別や費用削減よりも協調的な価格の引き上げや数量競争が主要な役割を演じてきたことを想起すれば、高度成長期から参入規制に保護されてきた大学が学生数の拡大を経営政策の根幹に据えてきたとしても不思議ではない。多数の大学に共通して見られる大規模クラスおよび試験監督協力制度の存在は、大学も他産業の民間企業と同じく量的拡大政策を経営政策の根幹に据えてきたことを物語っている。

事実、教室などの物的設備や教職員などの人的資本以上に学生数を増やせば、クラス当たりの履修者数や大規模クラスの数は増加せざるを得ない。履修学生数が何百人というクラスが増え、全員が出席した場合には学生があふれてしまう教室事情を放置すれば、授業を行っている教室での試験実施が物理的に不可能になる事態が生じるのは当然だろう。

こうして参入が規制され需要が拡大する産業では、量的拡大を優先する経営政策は（経営側から見て）一定の合理性を有する。特に学生数に対する規模の経済性が働く場合には、教室規模を大きくし、さらに教室収容能力を上回る大規模クラスを増やすにつれ、大学全体としての収益は加速的に増加し、それゆえ教職員当たりの平均収益も増加するからである。

ただし、量的拡大政策を優先して実行するためには、大規模クラス担当者の支援策を講ずる必要が生じる。さもなければ、誰も自ら大規模なクラスを引き受けようとせず、その果実の分け前のみを得ようとする結果、拡大政策をスムースに実現できなくなる危険性が高まるからである。

これは、公立公園のような正の外部性を持つ「公共財」を供給する場合に直面する「フリーライダー」問題に他ならない。（純粋）公共財とは排除不可能で競合しない財だから、誰でも自由に無償で利用できる混雑しない

公園は公共財である。ところが誰かが設置してくれれば自分が費用を負担しなくとも利用できるがゆえに、自ら率先して公共財を供給するよりも他人の努力にフリーライド（ただ乗り）しようとするインセンティブが生じる。公園という公共財の設立は、利用者の総便益が供給の総費用を上回る限り社会的には望ましいのに、各自が私的利益だけを追求しようとする世界では設立機会を失う恐れが大きいのである。

量的拡大政策の場合にも、大規模クラス担当者に何の支援策もなければ、同様の問題が生じる。規模の経済性が大きく、ある教職員の担当クラスの定員を10倍にしても当該教職員の負担は2倍にしかならないなら、こうした拡大政策は歩合制のような賃金体系下では歓迎される余地が大きい。しかし年功序列賃金下で全教職員に一律に分配する結果が当該教職員の負担増を下回る場合には、たとえ大学全体としての収益増加が費用増加を上回るとしても、拡大政策の実行は強権を伴わない限り困難になる。

そこで、年功序列賃金体系を聖域視するような状況下において拡大政策を推進するには、大規模クラス担当者への直接的な便益の増加ではなく、むしろ極端な費用の増加を抑制する方法を採用せざるをえない。⁽¹⁶⁾ 試験監督協力制度は、その制度的な工夫の1つとみなせるのである。

すなわち、公園設置と同じように大規模クラスの増加が望ましく、しかも大規模クラスの担当者に十分な手当を与えられない状況では、公園設置を税金で負担するように担当者の負担費用を全員で分担する支援策が必要になる。したがって試験監督協力制度は、年功序列賃金下での拡大政策を支援するために工夫された補完的な制度であり、大規模クラスがもたらす収益の配当を受けるための納税制度とみなしうる。⁽¹⁷⁾

この見方に従うと、試験監督協力制度は、教育の質的改善を重視する教学上不可欠な制度としてではなく、むしろ教育の質的改善を常に後回しにして量的拡大を優先してきた経営政策の副産物として捉えられる点に留意すべきである。というのも、ここで言う「社会」とは、大学構成員のうち学生を除いた教職員のみが主たる意思決定者だからである。個々の教職員の考え方はどうあれ、平常授業の低い出席率を前提にし、物的および人的

投資を上回るスピードで学生数を増加させる経営の維持に協力してきたことは、厳然たる事実なのである。

いずれにしろ、多くの大学で試験監督の協力が経営政策の根幹を支える制度であったことは、期間外に担当試験を実施する場合でさえ、定期試験期間内の試験監督が免除ないし減担されないことからも明らかである。すなわち教員は、定期試験に「参加する」（担当試験を期間内に実施する）か「参加しない」（期間外に単独で試験を実施する）かの選択は自由だが、期間中の試験監督業務はその選択とは無関係に均等に割り当てられる義務なのである。

再び公園の例に戻るなら、公園で遊ぼうが遊ぶまいとは自由であるが、その利用とは無関係に費用を均等に負担する義務を担っているのと同様である。というのも、市民的事業である公園設置の費用負担は市民の義務だからであり、そう規定しなければ公園設置が不可能になりかねないからである。

したがって小論で検討する試験監督協力制度は、期間中試験への「参加は自由」であるが、その選択とは無関係に期間中試験の監督業務の「負担は均等」であるという2つの特徴から成り立っている。すなわち試験監督協力制度は、公園のような公共財の供給の仕方を大学という組織内の必要性に応じて工夫したルールだとみなすことができる。両者に共通する本質的な問題の背景が正の外部性だからである。

3-2 試験監督協力制度の役割： 囚人のジレンマの回避

ハリソン（2001, p. 42）も指摘するように、正の外部性の存在はフリーライダーを誘発する可能性を持ち、フリーライダーの存在は著作権法や特許法などの存在を説明する。公園と同じように知識や発明も、多くの人に便宜をもたらす正の外部効果を有する一方、その利用に際して費用を払わないフリーライダーが増えれば、公園や出版および発明の供給は社会的に最適な水準を大きく下回ってしまうからである。

この点を確認するために、公園開設ないし定員増から得られる1人当た

りの便益を B , そして開設総費用ないし定員増に伴う総費用を C とし, 公園開設ないしクラス規模拡大に協力するかしないかという同時ゲームを考えよう。公園開設や定員増が社会的に望ましい条件は 2 人の便益の合計が総費用を上回ることだから, $2B > C$ を仮定する。さらに簡単化のために協力していない現状の利得を 0 に基準化し, 入門書で解説されているような対称的な A と B の 2 人から成る社会を考えると, その戦略フォームは表 1 のように書ける。

表 1 公共財供給の失敗と囚人のジレンマ

		B	
		協 力	非協力
A	協 力	$B - C/2, B - C/2$	$B - C, B$
	非協力	$B, B - C$	0, 0

正の外部性は, いずれか 1 人が協力すれば協力しない人も協力した人と同じ便益 B を得る点に表現されている。その結果, 相手が協力する場合には必ず自分は協力しないフリーライダーになろうとするわけである。

相手が協力しない場合の選択は, B と C の大小関係, つまり私的便益と総費用の大きさに依存するが, 公園のように総費用が相対的に大きい場合には, 相手が協力しなければ自分も協力しないことを選んだ方が良い。すなわち, 相手の出方にかかわらず協力しないことが互いに支配戦略になり, 常に (非協力, 非協力) がナッシュ均衡になる。⁽¹⁸⁾

法と経済学や経済学の入門書で解説されているように, これはまさに囚人のジレンマに他ならない。なぜなら, 互いに協力し合えば個人的にも社会的にももっと大きな純便益が得られるのに, 各自分が自分だけの私的純便益を追求する結果, より貧しい(パレート劣位な) 利得に陥ってしまうからである。

結局, 定員増による収益の増加がメンバーで等分されるような伝統的なシステムの下では, 誰もが自由に利用できる公園を私費で開設しようとする人が少ないので同じ理由で, 自ら定員増を引き受けようとする教員も少

なくなり、量的拡大を優先する経営政策を実現できない。便益は誰もが享受できるのに、費用は自分のみが負担しなければならないからである。

こうした背景の下に、便益の享受者全員に大規模クラスの費用を等分して賄おうという試験監督協力制度が発展してきたと考えられる。正の外部効果を有する公園と同じように、フリーライダー対策としての負担の義務化こそメインアイデアなのである。

この点を確認するために、試験を実施する必要がある2人の教員*i*と*j*から成る社会で、相手の試験監督に協力を申し出るか自分で単独に試験を実施するかを選択する1回限りの同時ゲームを考えよう。教員*i*の試験監督費用 C_i の構成要素は、監督に要する時間として表される1コマ当たりの機会費用 t_i と実際にこなす作業量 m_i の結果として生じる不効用⁽¹⁹⁾を表す作業費用 c_i である。コマ数に比例して増加する総機会費用と作業量の増加関数である作業費用の合計を監督費用とみなすわけである。

表2の戦略フォームは、いずれの教員にとっても協力を申し出ない（つまり単独で試験を実施する）ことが支配戦略であり、（単独、単独）がナッシュ均衡になることを示している。すなわち、たとえ大規模クラスの担当者であっても、その収益に対する貢献が均等に配分されるシステムの下では、誰もその費用の分担を自ら申し出ることはないのである。

表2 自発的な試験監督協力の失敗

		教 員 <i>j</i>	
		協 力	单 独
教員 <i>i</i>	協力	$-c_i(m_i/2) - c_i(m_j/2) - 2t_i,$ $-c_j(m_j/2) - c_j(m_i/2) - 2t_j$	$-c_i(m_i) - c_i(m_j/2) - 2t_i,$ $-c_j(m_j/2) - t_j$
	単独	$-c_i(m_i/2) - t_i,$ $-c_j(m_j) - c_j(m_i/2) - 2t_j$	$-c_i(m_i) - t_i,$ $-c_j(m_j) - t_j$

(注) スペースの都合により、各セルの上(下)が教員*i(j)*の利得を表わす。

というのも、相手が協力してくれようとくれまいと、自分が協力すれば単独の場合よりも1コマ余分な機会費用と相手の作業量の2分の1をこなす余計な作業費用を負担しなければならないからである。これは、機会費

用の相違やクラス規模の大小にかかわらず、すべての教員に妥当する。

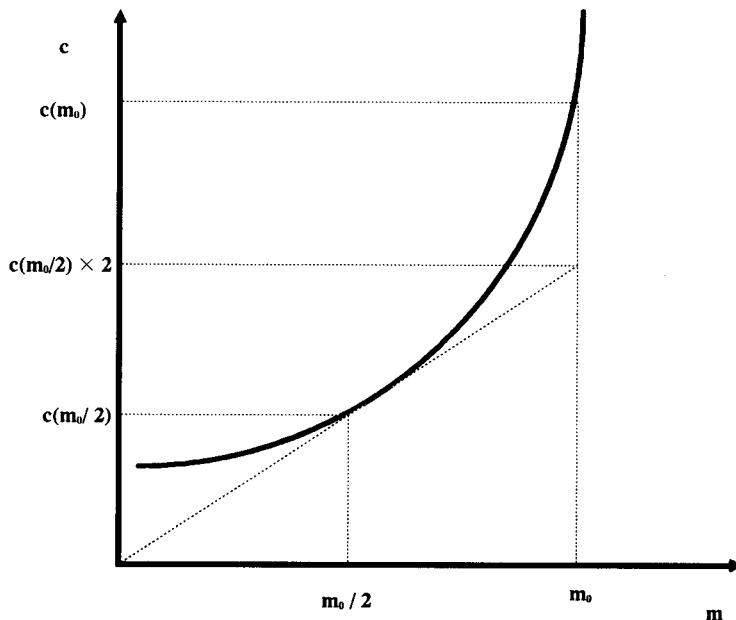
このナッシュ均衡は、作業費用が作業量に対して大きな遞増的な増加を示さない限り、社会的にも望ましい。すなわち、ナッシュ均衡がパレート優位になる十分条件は、

$$(3-1) \quad c_i(m_i) - \{c_i(m_i/2) + c_i(m_j/2)\} < t_i \quad \text{for } i \text{ and } j.$$

簡単化のために2人の業務量・作業費用関数・機会費用が m, c, t という対称的な場合を考えると、作業費用が作業量に関して遞減的であれば常に条件(3-1)が成り立つことが分かる。また、比例的であっても、機会費用が正である限り常に成立する。換言すれば、作業費用が著しく遞増的になる場合を除けば(3-1)式が成立するから、表2のナッシュ均衡（単独、単独）は社会的にも最適であり、自発的に（協力、協力）に切り替える契約が結ばれる余地はない。

条件(3-1)が満たされない場合は、図1のように、機会費用が相対的に小

図1 作業費用の規模の不経済



さく、単独で大規模クラス ($m=m_0$) の試験監督をこなすことが物理的にほぼ不可能に近くなるほど作業費用が遙増している例外的な場合である。この場合、2人で分担すれば、すなわち監督する受験者数を2分すれば、費用は半分未満になり、半数の受験者の監督業務を2回する方が全員の監督を1回だけするよりも監督費用は小さくなるからである。しかし、そもそも作業費用の不経済が著しく大きいなら、無理をしてまで量的拡大政策に走る必要性も乏しくなるから、こうしたケースは教室定員を大幅に上回るような例外的なケースだと考えるべきであろう。

それゆえ、大規模クラス担当者同士の間でさえ、条件(3-1)が妥当しなかったり、自発的な監督協力が行われたりする可能性はきわめて乏しい。⁽²⁰⁾ 実際、小規模クラスの担当者には図1のような状況は起こりえないでの、全学的な規模での協力の自発的な発展を期待することはできない。ゆえに、何らかの支援策を大学として講じない限り、大規模クラスの引き受け手が減少してしまい、量的拡大政策の継続が困難になってしまう。すると、その経営方針から生み出される果実を誰も受け取れなくなるという問題に直面せざるをえないのである。

結局、こうしたジレンマから抜け出す工夫として試験監督協力制度が確立されたと結論つけられる。年功序列賃金を前提としながら量的拡大による果実を追求する経営政策にとっては、必要不可欠な補完的な制度だったのである。実際、教員が履修者増による監督費用の増加を嫌うことは大規模クラスほど中間試験などを実施しなくなる傾向からも明らかである。

だからこそ、前節で制度的特徴として指摘しておいたように、定期試験は大学を挙げての公式行事として位置づけられてきたのである。事実、自発的に全学的な協力制度への発展が難しい限り、この種の補完的な制度の工夫なくして、量的拡大政策を持続させることは不可能だったに違いない。この意味では、試験監督協力制度は、たんなる教学上の工夫というより、経営の根幹に関わる発明だとみなすべきである。

IV 試験監督協力制度の悲劇： 負の外部性とルールの改善

正の外部性に基づく果実を実現する経営政策上の発明である試験監督協力制度も、その他の多くの制度やルールと同様に、制度自体が新しい負の外部性を誘発する。ここでは最初に、協力の失敗を回避しようとした試験監督協力制度が混雑現象を引き起こし、囚人のジレンマならぬ教員のジレンマを誘発する可能性を前節と同様な枠組みで検討する。そして次に、多人数のプレイヤーから成る集団行動モデルの側面から、共有地の悲劇ならぬ試験監督の悲劇が起こりうる危険性を明らかにする。

4-1 試験監督協力制度の機能： 負の外部性による新たな教員のジレンマ

試験監督協力制度の目的が経営の根幹に関わる大規模クラスの試験監督支援にあるとすれば、そもそも自発的には全学的な協力を得られないことが問題の原因であるから、全学的に協力するように「強制」する制度として工夫されたとしても不思議ではない。すでに指摘したように、担当試験を定期試験の期間内に実施しようとしないと、定期試験期間中に実施される試験監督業務については「均等」に扱うことが大切であり、それは協力を「強制」するからこそ可能になるからである。

表3は、試験監督協力制度が存在する状況での、試験期間中のテスト実施に参加するか期間外に単独で実施するかという選択問題に関する戦略フォームである。表2とは対照的に、いずれの教員にとっても参加することが支配戦略になるので、(参加する、参加する)が唯一のナッシュ均衡になる。

というのも、試験監督協力制度に参加すれば、機会費用は変わらないのに、必ず作業費用は減少するからである。⁽²¹⁾これは、機会費用の相違やクラス規模の大小にかかわらず、すべての教員に妥当する。

さらに、条件(3-1)が成立する場合には、表3は「教員のジレンマ」を表

表3 試験監督協力制度による教員のジレンマ

		教員 j	
		参 加	单 独
教員 i	参 加	$-c_i(m_i/2) - c_j(m_j/2) - 2t_i,$ $-c_j(m_j/2) - c_i(m_i/2) - 2t_j$	$-c_i(m_i/2) - t_i,$ $-c_j(m_j) - c_j(m_i/2) - 2t_j$
	单 独	$-c_i(m_i) - c_j(m_j/2) - 2t_i,$ $-c_j(m_j/2) - t_j$	$-c_i(m_i) - t_i,$ $-c_j(m_j) - t_j$

す。(参加, 参加) というナッシュ均衡より(単独, 単独) という結果の方が教員個人にとっても教員全体の社会にとっては望ましい状態なのに、その協力に失敗するからである。

それゆえ、何らかの制限措置がなければ、試験監督協力制度への過度の参加による混雑が発生する可能性が高い。つまり、たとえ受験生が10人であろうと20人であろうと、担当教員は(何の圧力もない限り) 参加した方が得なのである。しかし表3から予想されるように費用が著しく遞増しない限り、試験監督協力制度への参加人数が増えるほど、教員参加に伴う利得は確実に減少するのである。

そこで、混雑の発生を確かめるために、 N 人の教員のうち($n-1$)人が期間中試験を、残りの($N-n-1$)人が期間外試験を選択すると仮定したうえで、残りの2人の教員が期間中の試験に参加するか期間外に単独で実施するかというゲームを戦略フォームで表したのが表4である。

表4 試験監督協力制度による混雑現象の発生

		教員 j	
		期 間 内	期 間 外
教員 i	期 間 内	$B_i - C_i(n+1),$ $B_j - C_j(n+1)$	$B_i - C_i(n),$ $-C_j^0 - C_j(n)$
	期 間 外	$-C_i^0 - C_i(n),$ $B_j - C_j(n)$	$-C_i^0 - C_i(n-1),$ $-C_j^0 - C_j(n-1)$

これまでの表とは利得表現の仕方を変え、期間外に担当クラスの試験を単独で実施する場合の費用を C_i^0 、期間内の監督費用を C_i と簡潔に表現し

ている。機会費用と作業費用の和である期間内の監督費用は、期間内試験の参加人数の増加関数であり、 $C_i(0)=0$ と仮定する。また、担当試験を期間内に実施した場合には、答案整理サービスなどの期間外試験では受けられない非負の便益を享受できる可能性も考慮に入れている。

このとき、教員 i が期間内試験を実施すれば、単独の監督費用 C_i^0 の代わりに期間内試験の限界費用を負担するだけでよく、そのうえ担当試験の答案整理サービスも期待できる。事実、 $N=2$ の場合には表 3 すでにみたとおり、参加することが支配戦略になり、作業費用の著しい遞増がなく(3-1)式が成立する限り教員のジレンマが発生したのである。

表 4 における教員 i にとって、期間内試験の実施が支配戦略になる十分条件は、

$$(4-1) \quad B_i + C_i^0 > C_i(n+1) - C_i(n) = \Delta C_i(n),$$

$$(4-2) \quad B_i + C_i^0 > C_i(n) - C_i(n-1) = \Delta C_i(n-1).$$

と書けるから、両条件が成立する十分条件の 1 つは左辺の一部を構成する期間外試験監督の単独実施費用 C_i^0 が右辺の期間内試験の参加者数に関する限界費用 ΔC_i を上回ることである。たとえば(4-2)式は、すでに見たように単純な 2 人ゲームでは相手が期間外を選択した場合の教員 i の選択だから(すなわち $N=2$, $n \leq 1$)、自分がだけが期間内試験を実施して 2 人で手分けした場合の費用が自分で期間外に試験を実施する費用よりも小さければ、たとえ試験制度の便益 B_i がゼロでも成立する。さらに(4-2)式が成立するなら、 $C_i(n)$ が n に関して遞増的に増加しない限り、(4-1)式も必ず成立する。なぜなら、両式の右辺は、期間内試験の参加者数に対する試験監督の限界費用に他ならないからである。

そこで(4-1)および(4-2)式の十分条件として、監督費用の初期条件およびその限界費用が一定であるという次の条件を明示的に仮定する。⁽²²⁾

$$(4-3) \quad B_i + C_i^0 > \Delta C_i(0) = C_i(1),$$

$$(4-4) \quad \Delta C_i(n) = C_i(1) \quad \text{for any } n.$$

もちろん、実際の費用関数の形状は、大学によても個人によても異なりうる。利用可能な教室のサイズと数、配置される監督者数やクラス規模、

各教員の機会費用および作業費用の評価などに依存するからである。しかし、ある程度の物的設備と効率的な人員配置がなされるなら、期間内試験監督に規模の経済性が働くと考えるのが妥当であろう。事実、たとえ2人ゲームの場合には1人の参加が双方に1コマ分の機会費用を追加するとしても、50人が参加している場合の1人の参加者の追加が50人全員に1コマ分の機会費用を追加させることなどありえないからである。それゆえ、ここで(4-4)式のように限界費用はせいぜい一定だと考えると、自分だけが期間内試験を実施して2人で手分けした場合の費用が自分で期間外に試験を実施する費用と協力制度による便益の合計よりも小さい限り(4-3)式が成り立つから、(4-1)式および(4-2)式は常に成立する。⁽²³⁾

こうした想定の下で成立する（参加、参加）というナッシュ均衡が、表3と同じように「教員のジレンマ」に陥る条件は、（単独、単独）という帰結よりも利得が小さくなることであり、以下ではこれを仮定する。

$$(4-5) \quad B_i + C_i^0 < C_i(n+1) - C_i(n-1) \\ = \Delta C_i(n) + \Delta C_i(n-1) = 2C_i(1)$$

(4-5)式は、期間内試験の実施者数が少ない場合に成り立てば、追加的な参加者がもたらす試験監督の限界費用が著しく遞減しない限り、常に妥当する。それゆえ限界費用が一定の場合には、参加者数がいくら増えても囚人のジレンマが成立することになる。すなわち、最初の2人ゲームで(4-5)式が成り立つ限り、何人の教員が試験監督協力制度に参加していくと、表4のゲームは囚人のジレンマに陥るのである。それゆえ、試験監督協力制度には、牧草地や海洋資源を食いつぶしてしまう共有地の悲劇のように、更なる混雑を招く危険性が存在しうる。

結局、試験監督協力制度は、量的拡大という経営政策が生み出す正の外部性という果実を収穫するために工夫された制度ではあるが、担当者の負担を全員に均等に割り当てようとするがゆえに、混雑現象という負の外部性を生み出す可能性が高い。試験監督協力制度という新たな共有地では、担当試験という羊を飼うコストが安くなるので過剰な羊が放牧され、その結果として牧草地が消滅するほど監督費用が増加してしまうのである。

4-2 試験監督の悲劇： 集団行動と混雑現象

いったん試験監督協力制度が定着すると、それがなかった場合には協力しなかった教員にも協力義務が生じるので、 $N(\geq 2)$ 人の教員全員に期間内試験を実施するインセンティブが高まる。その結果、期間内試験を実施する教員数 n が増加すれば、すべての教員の利得は減少する。すなわち、教員 i の利得は、期間内試験をするか期間外に単独で実施するかという自分自身の決定だけでなく、他のメンバーによる期間内試験実施数 n にも依存するのである。

それゆえ、 N 人の教員が同時に期間内試験か期間外試験かを選択する集団行動ゲーム (collective-action game) を考えよう。⁽²⁴⁾ 期間内に試験を実施する教員数を $n(\geq 0)$ 人とすれば（言い換えれば期間外に試験を実施する教員数が $(N-n-1)$ 人とすれば）、表4から教員 i の戦略に伴う利得を n の関数として表すことができる。さらに、費用・便益の評価の個人格差を無視できるものとして添え字を省くと、期間内試験を選択した場合の利得 $P(n+1)$ および期間外試験を選択した場合の利得 $S(n)$ は次のように表すことができる。

$$(4-6) \quad P(n+1) = B - C(n+1),$$

$$(4-7) \quad S(n) = -C^0 - C(n).$$

ゆえに(4-3)の仮定は、期間内試験の実施者がゼロの場合には必ず期間内に試験を実施するインセンティブが働くことを保証する。なぜなら、期間内試験の実施者がいなければ試験監督協力制度に伴う監督費用 $C(n)$ は発生せず ($C(0)=0$)、実施者が1人の場合の純便益は期間外に単独で監督する費用よりも常に大きいからである。

$$(4-8) \quad P(1) - S(0) = B + C^0 - C(1) > 0.$$

したがって、試験監督協力制度に伴う監督費用 $C(n)$ が期間内試験の参加者数 n に対して遞増的に増加しない限り、常に $P(n+1) > S(n)$ が成立する。⁽²⁵⁾ それゆえ期間内試験に誰も参加していない場合には、教員は必ず期間内試験に参加する。(4-6)式は期間内試験に参加する利得が参加人数の増加につれて減少することを意味するが、(4-7)式より期間外に単独で試験を

実施した場合の利得も減少し、実際に(4-8)式から利得の差は仮定により一定になることが分かる。ゆえに、参加人数が何人であろうと、常に $P(n+1) > S(n)$ が成立するから、すべての教員は必ず期間内に試験を実施しようとする。

図2 試験監督の悲劇

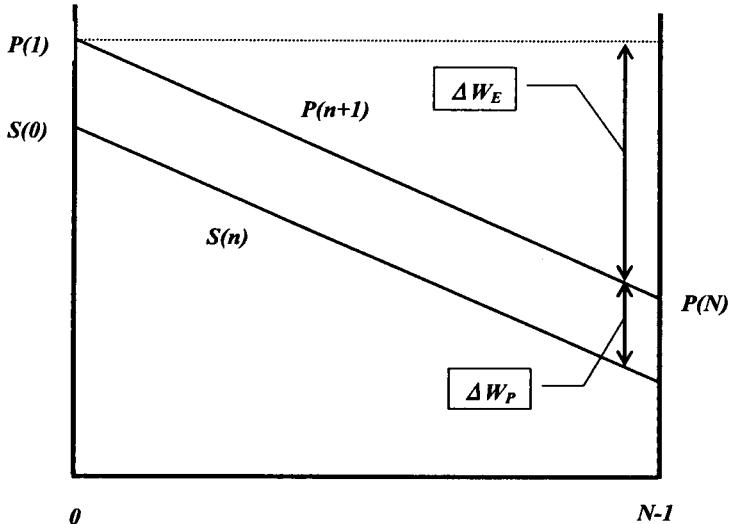


図2は、この「試験監督の悲劇」を要約している。いずれの n の値に対しても $P(n+1) > S(n)$ が成り立っているので、個々の教員にとっては期間内に試験を実施することが最適であり、 $n=N$ がナッシュ均衡になる。

個々の教員にとって最適な行動の帰結が「悲劇」たる理由は、教員全体から成る「社会」の利得の最大化に結実しないからである。前節で検討したように混雑現象、すなわち負の外部性が発生するため、期間内試験の実施者数は社会的に最適な水準を超過してしまうのである。

これを確認するために、期間内試験の実施者数が n 人の場合の全教員の総利得 W を考え、残りの $(N-n)$ 人の1人が期間内試験に切り替える場合の限界社会純便益 ΔW を定義すると、

$$(4-9) \quad W(n) = P(n)n + S(n)(N-n)$$

$$\begin{aligned}
 &= S(n)N + [P(n) - S(n)]n, \\
 (4-10) \quad \Delta W(n) &= W(n+1) - W(n) \\
 &= \Delta W_P + \Delta W_E = B + C^0 - N\Delta C < 0, \\
 \text{where } \Delta W_P &= P(n+1) - S(n) = B + C^0 - \Delta C > 0 \\
 \text{and } \Delta W_E &= [P(n+1) - P(n)] \\
 &\quad n + [S(n+1) - S(n)][N - (n+1)] \\
 &= -(N-1)\Delta C < 0.
 \end{aligned}$$

限界社会純便益の最初の項である ΔW_P は、期間内試験に切り替えた当該教員の「限界私的純便益」を表し、それゆえ常に正である。他方、次項の ΔW_E は、この教員の期間中試験への切り替えによる試験監督費用の変化が他の教員に及ぼす負の外部効果、すなわち負の「限界スピルオーバー効果」を表している。 P も S も n の減少関数だから、期間内を選択している n 人の教員も期間外を選択している $(N-n-1)$ 人の教員も、利得が減少する負の外部効果を被るのである。

社会的に最適な参加者数は一般的には両効果の大きさに依存するが、(4-5)式を仮定する限り (4-10) 式は負になる。

したがって、全教員の総利得 W は参加人数 n の減少関数になるから、社会的に最適な参加人数は 0、すなわち誰も定期試験期間中に試験を実施しない状況である。ところが私的利得を追求する教員は全員が参加してしまうので、この社会的な最適値からかけ離れてしまう悲劇が起きるのである。

これを再び図で説明すると、私的利得追求の結果得られる教員の利得 $P(N)$ は、各自が期間外に担当試験を個別に実施した場合の利得 $S(0)$ を下回ることで表現される。個別教員にとっては最適な期間内試験への参加は、他の教員の試験監督費用を高めるという負の外部効果を持つため、結果的には試験監督協力制度がなかった場合の利得よりも小さな利得しかもたらさないのである。当然、試験監督協力制度が各教員の利得を引き下げているのだから、(すべての教員から成る)社会の総利得も減少してしまう。個々人が自らの限界私的純便益 ΔW_P を求めて参加すればするほど、負の

限界スピルオーバー効果 ΔW_E によって限界社会純便益 ΔW を失い、社会的な最適水準から乖離してしまうわけである。

以上のようなモデル分析は、必ずしも実際の経験と一致するとは限らず、むしろ経験を節約するための 1 つの方法に過ぎない。しかし経験が木を見る教えることを教えてくれるとしても、ルールに及ぼす外部性の体系的な理解が森を見る手助けになるならば、こうした基礎的な原理の理解はきわめて有益である。⁽²⁶⁾

たとえば、試験監督協力制度の改革自体は小論の射程外の問題ではあるが、現実に混雑現象がまったく見られない大学では何らかの制限や固有のノルムが重要な役割を果たしている可能性が高く、混雑現象が見られる大学では Hardine (1968, p. 1248) の結論に従って期間内試験実施の自由を放棄する必要があるのかもしれない。しかしいずれにせよ、もはや量的拡大から質重視への政策転換を迫られているとすれば、より根本的な制度改革の視点が必要になるはずである。たとえば、各科目の有用性、社会的に求められる到達度、それに必要なコマ数や最適な定員、到達目標に応じた成績評価の方法、それに伴う必要な試験回数など、社会ニーズや顧客満足度の側面から検討すべきことは幾つでも浮かび上がるだろう。

ところが、これらは必ずしも全科目同じとは限らないのに、これらに合意した上で全体のカリキュラムを再編成しなければならぬとすれば、旧来の補完的なルールの妥当性も合わせて検討せざるをえず、新たな外部性に付随する錯綜した既得権益に直面せざるをえない。きわめて身近で単純な試験監督協力制度さえ、それが果たしてきた役割および実際の機能と今後の改善策について合意することの難しさは、正負の外部効果がもたらす利得データが整理・公表されておらず（それゆえ単純な利害関係の把握にさえ費用がかさみ）、量的拡大経営政策や年功序列賃金制度に代わる明確なビジョンを打ち出している大学が少ないことからも伺えよう。主要業務がすべてルーティンワークの維持に向けられている組織では、問題が発生していても常に「現状維持」を選択している方が個々の構成員にとっては

余計な費用をかけずにすむからである。換言すればルールの転換を迫られている組織の多くは、そもそもガバナンスを改善するためのインセンティブが働きにくい未熟なルールが支配する組織なのである。

制度改革には寛容であるはずの、そしてルールの基本的な理解を浸透させる使命を持ち、自らもガバナンスの改善を急務としている大学でさえ、単純で身近なルール1つの変更も容易ではないという事実を認識することは大切である。大学といえどもガバナンス改善へのインセンティブを全構成員に与えるような抜本的なルールの改正なくして、旧態依然とした補完的な諸制度を改革することは容易ではないからである。中央であれ地方であれ、営利であれ非営利であれ、組織構成員に十分なガバナンス改善インセンティブを与えない限り、組織外からの圧力の高まりによってしか抜本的な制度転換は起こりえず、それでは組織の存立も危うくなるとすれば、外部性などの一般原理の視点をルールや制度に援用できる能力が現代市民の基礎的な教養としてますます不可欠にならざるをえない。

V 結 語

小論の後半部分では、きわめて身近で単純な試験監督協力制度でさえ、外部性に対する工夫として考案され、そのルール設定・制度設計の仕方によっては別種の外部性を生み出しかねず、だからといって容易に修正できるとは限らないことを明らかにした。ルールの役割と機能に関する基本的な認識を広く市民に浸透させる使命を持ち、自ら早急なガバナンスの改善を迫られている大学でさえ、単純なルールを簡単に変えることができないのが現実なのである。それゆえ、多数の補完制度と結びついた様々な既得権益に大きな影響を与える伝統的な社会システムの転換はもちろん、注目度の低い地方や非営利団体のガバナンスの改善が進展しないのも、無理からぬ事態である。内部構成員に改善へのインセンティブが十分に与えられていなければ、外圧の作用を待たざるをえないからである。しかしそれを見逃し先送りし続ければ社会に負の外部効果が撒き散らされ、結局は市民

生活の快適さを損ない続けるのも事実なのである。

それゆえ小論の前半部分で明らかにしたように、外部性などの一般原理の見地からルールの役割と機能に関する基本的な見方を学内外の広範な市民に定着させることは、社会的に正の外部効果をもたらす大学の使命である。同時に戦略的思考を活用して組織のガバナンスを改善することは、各大学にとって急務の課題でもある。ルール型・司法型社会が実現するかどうか、実現したとしても多くの組織が迅速に対応できるかどうか、あるいは対応できるような人材を育成できるかどうか、大学ないし法学部に課せられた課題はきわめて大きいように思われる。しかも十分な改善インセンティブが与えられていない現状では、ボランタリー精神に期待するしかなり実行困難な課題であるかもしれない。

〔注〕

- (1) 上村達夫(2002)「法科大学院と法学部」(『日本経済新聞』10月12日)。
- (2) 上村達夫(2002)「法科大学院と法学部」(『日本経済新聞』10月12日)。
また、上村(2002)は「公開株式会社構想」を示しているが、これはまさに経済改革の一端ともみなしうる。他方、Iwai(2002)は、法体系がコーポレート・ガバナンスとその成果に及ぼす影響を分析しており、法が果たす役割と機能の再検討ともみなしうる。
- (3) 上村達夫(2002)「法科大学院と法学部」(『日本経済新聞』10月12日)
が紹介しているように、ロースクールを中心とするアメリカン・モデルに従うなら、「法学部はリベラルアーツ中心の学部になればよい。本音を言えばなくてもよい」という見方も当然導かれるので、実際には「訴訟型社会」を日本型にしつつ対応できるような新たな目標とカリキュラムが社会に受け入れられるかどうかが鍵となるのかもしれない。
- (4) 日本語という参入障壁によって依然として競争からほど遠く、組織のガバナンス(統治)に大きな問題を抱えた「知の腐敗ペンタゴン」として、政治・役所・銀行・メディア・大学を批判する声もある。深川由紀子(2002)「日本語に安住する5業界、知の腐敗にメスを入れよ」(『日経ビジネス』10月21日)。この種の批判がもはや珍しくなくなっている点こそ深刻な問題なのである。
- (5) 農業への参入については、農業団体の反対とそれを受けた自民党農林

水産部会の「賃貸でのみ認める」という形で押し切られ、農水省も「参入企業は省令で定める協定を市町村と結ぶ」という文案を差し込む考えであると報道され、事実そのように進みつつある。『日本経済新聞』2002年10月12日および22日を参照。

- (6) 事実、公益事業の規制緩和の場合と同様に、株式会社の病院や学校への参入を期待する新聞や雑誌の記事も出始めている。たとえば、霧島和孝(2002)「病院が地域活性化の鍵になる」(『日経ビジネス』10月14日)および福井秀夫(2002)「学校への株式会社参入」(『日本経済新聞』10月12日)を参照。さらに、企業参入を認めた東京都独自の保育所認可は1年余りで100カ所を越え、一部の病院では年功序列型賃金に代えて業績給・年俸制を導入するなど、地方自治体や非営利団体の中にも自ら新たな行動を起こす組織が現れている。『日本経済新聞』2002年10月14日を参照。
- (7) 藤森克彦(2002)「構造改革『手続き』再考を」(『日本経済新聞』10月10日)。また公正取引委員会が電気通信事業規制に関して指摘しているように、産業振興を図る当局が同時に規制当局であるのは主要国では日本だけである(『日本経済新聞』2002年10月20日)。このようにルールを変更する制度自体が疲弊している点は大きな問題であるが、地方や非営利団体のガバナンスの現状がもっと未熟であることこそ問題をより深刻化している。
- (8) それゆえ逆に利害関係者にはこの性質を利用して自らの利益を増進するためルールを施行するインセンティブが生じたり、対立する利害の仲介者が重視されたりする余地が生まれることになる。こうした非生産的なレント・シーキングは、ガバナンスの未熟な組織の方が横行しやすいと予想される。
- (9) 市場取引のウェイトが高まるにつれ、非対称な情報を伴うような契約のあり方を問う(完備)契約理論の重要性が高まるのは自然である。さらに、そもそも複雑な契約を作成するには費用がかさむことに注目して、柳川(2000)のような不完備契約理論がより現実的なアプローチとして注目されている。
- (10) 制度的補完性の重要性は青木(2001, pp. 245-50)によって分析されている。ただし本稿での制度とは、規則やルールと同様的一般的な意味で用いられており、ゲームプレイヤーの均衡戦略に限定しているわけではない。
- (11) 外部性の概念は元来はスティグリツ(1989, p. 44)のような公共経済

学の中心課題であったが、今日ではマンキュー（2000）やスティグリツ（2000）のような経済学の入門書（両テキストの原題が示すように、両テキスト共に決してミクロ経済学の「専門書」ではなく、初めて学ぶ経済学の「入門書」のミクロ相当部分である）はもとより、クーター・ユーレン（1997）やハリソン（2001）といった法と経済学の入門書でも冒頭に解説されている。

- (12) 共有地の悲劇の説明として、マンキュー（2000, p. 311）は Hardine (1968) と同じく放牧の例を、スティグリツ（2000, p. 625）は捕鯨の例を解説している。さらにマンキュー（2000, p. 466）では、共有資源としての石油の採掘を囚人のジレンマの見地から説明している。
- (13) ゲーム理論は、10年前にはディキシット・ネイルバフ（1991）に代表されるように主に MBA の学習課題だったかもしれないが、今日では Dixit and Skeath (1999) のように学部専門課程に入る前の新入生のための基礎教養とみなされている。もちろん、上述した法と経済学や経済学の入門書でも、囚人のジレンマや共有地の悲劇といったゲーム理論の基本的なアイデアを説明している。
- (14) たとえば教育制度については、清家篤「経済論壇から～「ゆとり教育」の経済分析」（『日本経済新聞』2002年6月30日），李大淳「韓国、大学改革へ競争原理」（『日本経済新聞』2002年2月23日），清水聖義（2002）「日本の英語教育は最低、特区で12年一貫教育を」（『日経ビジネス』9月30日、および10月21日号の読者からのレターズ）さらに八代（1999）および日経（2001）を参照。
- (15) 志願者の減少は経済・経営系の学部が中心だが、個別大学の顧客満足度を高めるカリキュラム改革の成果などによって大学間格差が拡大化している。すなわち、ここ数年の改革成果次第で全入時代に不要な大学が決まるわけで、実際に学校法人の破綻処理基準作りも進められている。『東洋経済』2002年10月19日参照。
- (16) 実際に大規模クラス担当者への手当を十分に手厚くする方向での工夫がなされていれば、試験監督協力制度や年功序列型賃金、それゆえ量的拡大政策のあり方も大きく変わっていたかもしれない。ゆえに、賃金体系も含めたこれらの制度も相互に補完的な役割を担っているから、個別制度の費用・便益を分析するだけでは、「木を見て森を見ず」の過ちを犯しかねない。しかし、たとえ品質改善のためのルールを構築しようとする場合でも、伝統的な教育システムを支えてきた個々のルールの功罪を明らかにしておくことは不可欠であろう。

- (17) クラス規模に応じた手当が支給される大学でも試験監督協力制度が普及しているという事実は、その手当がきわめて不十分であることを意味するから、担当者の私的便益の増加よりも私的費用の軽減が中心だったと言える。
- (18) 定員増の場合には、相対的な総費用が小さい可能性がある一方、1人当たりの便益もメンバー数と共に低下することに注意すべきである。仮に $B > C$ が生じるなら、互いに反対の戦略を採用し合う2つの（純粹）ナッシュ均衡を持つ「チキン・ゲーム」になる。チキン・ゲームは、ハリソン（2001, p. 43）のような法と経済学の入門書でも解説されているが、Dixit and Skeath (1999) のような新入生向けの一般教養テキストの方が詳しく解説されている。
- (19) クラス規模の拡大による費用の増加には様々な項目が考えられるが、答案整理や採点に要する費用は最も明白な受験者数の増加関数である。ただし日本の大学における採点作業は、担当者自身が行うことが慣例となっているため、ここでの作業費用には含まれない。また、作業量は、担当クラスの学生数だけでなく、利用可能な教室数や配置される教員数にも依存するが、ここでは2人だけなので後者の要因がコマ数に及ぼす効果を捨象する。
- (20) Dixit and Skeath (1999, p. 371, 374) は、囚人のジレンマから脱却し協調を可能にする方法として、繰り返し（repetition）や賞罰（Penalties or rewards）に加え、ボランティア精神に満ちたグループや小規模グループにおけるリーダーシップの発揮を挙げている。ゆえに、ボランティア精神に満ちた大学ではこの限りではない。一般に、メンバー数も移動も少ない社会での繰り返しゲームとみなせたり、大規模クラスの費用を分担する文化を残す社会の場合には、その可能性は高まる。しかし、大学の規模が大きくなり、教員の移動も活発で、相互の交流が乏しくなりつつある現状では、その可能性はますます減少せざるをえない。
- (21) 期間内試験に切り替える場合、期間外の平常授業時間が変わらなければ、2人ゲームの場合には1コマ分の機会費用が増加するともみなしうる。この場合には、機会費用の高い教員が単独を選ぶ可能性を必ずしも排除できるわけではない。しかし後述するように、多人数の教員を考えれば限界的な機会費用は遞減するから、集団行動モデルにおける混雑現象の発生における本質的な問題ではない。
- (22) 限界費用一定の仮定は、Appendix が示すように、試験監督の悲劇のために不可欠な仮定ではない。

- (23) もし監督の限界費用が参加者数に関して増加するなら、(4-2)式が成立してもいはず(4-1)式が成立しなくなる可能性が起きる。互いに反対の戦略を取るチキン・ゲームにおける複数の純粋ナッシュ均衡および混合戦略については、たとえば Dixit and Skeath (1999, p. 110-12, Chap. 5) を参照。さらに連続的な費用関数が遞減および遞増するケースについては、Appendix を参照。
- (24) すでに指摘したよう共有地の悲劇は、囚人のジレンマの形で説明されるのが最も基本的であるが、参加人数に着目する場合には集団行動ゲームの方が示唆に富むうえ、すでに Dixit and Skeath (1999, Chap. 11) のような新入生向けのテキストでも詳しく解説されている。ただし牧草や海産物のように資源の再生可能性を無視できない場合には、Fudenberg and Tirole (1991, p. 510) のような勤勉的な取り扱いがふさわしい場合もある。
- (25) もし遞増的であれば、ある一定値を越えると符号が逆転し、 $P(n+1) < S(n)$ となる可能性も生じる。それゆえ、教員の最適な行動は、期間内試験の実施者数 n だけではなく、試験監督協力制度の具体的な構造（実施者数 n の増加に伴う監督費用の増加の程度）にも依存することになる。
Appendix を参照。
- (26) マクミラン (1995, p. 11) はきわめて分かりやすい表現で、モデル分析ないしゲーム理論の有効性と限界を解説している。

参考文献

- Aoki, M. (2001), *Toward A Comparative Institutional Analysis*, MIT
(瀧澤宏和・谷口和宏 (2001)『比較制度分析に向けて』NTT).
- Cooter, R. D. and T. S. Ulen (1997), *Law and Economics*, Addison Wesley (太田勝造訳 (1997)『法と経済学』商事法務研究会).
- Dixit, A. K. and B. J. Nalebuff (1991), *Thinking Strategically*, W. W. Norton & Company (菅野隆・嶋津祐一訳 (1991)『戦略的思考とは何か』TBS ブリタニカ).
- Dixit, A. K. and S. I. Skeath (1999), *Games of Strategy*, W. W. Norton & Company.
- Fudenberg, D. and J. Tirole (1991), *Game Theory*, MIT.
- Hardine, G. (1968), "The Tragedy of the Commons," *Science*, Vol. 162, pp. 1243-48.

- Harrison, J. L. (1995), *Law and Economics*, West Publishing Co. (小林保美・松岡勝美訳 (2001)『法と経済学』多賀出版).
- Iwai, K. (2002), "The Nature of Business Corporation: Its Regal Structure and Economic Functions," *The Japanese Economic Review*, Vol. 53, pp. 243-73.
- McMillan, J. (1992), *Games, Strategies, and Managers*, Oxford (伊藤秀史・林田修訳 (1995)『経営情報のゲーム理論』有斐閣).
- Mankiw, G. N. (1998), *Principles of Economics*, South-Western College Publishing (足立英之・他訳 (2000)『経済学 I ミクロ編』東洋経済新報社).
- 三輪芳朗・神田秀樹・柳川範之 (1998)『会社法の経済学』東京大学出版会.
- 日本経済新聞社 (2001)『教育を問う』日本経済新聞社.
- Stiglitz, J. E. (1988), *Economics of the Public Sector*, W. W. Norton & Company (薮下史郎訳 (1989)『公共経済学』マグロウヒル).
- Stiglitz, J. E. (1997), *Economics*, W. W. Norton & Company (薮下史郎・他訳 (2000)『ミクロ経済学』東洋経済新報社).
- 上村達夫 (2002)『会社法改革』岩波書店.
- 柳川範之 (2000)『契約と組織の経済学』東洋経済新報社.
- 八代尚宏 (1999)『市場重視の教育改革』日本経済新聞社.

Appendix 費用関数の性質と社会的最適参加者数

教員数 N が十分に大きく、任意の教員 i の期間内試験監督費用 C は期間内試験への参加者数 n に関して連続かつ微分可能である場合を考え、単調増加関数 $C(n)$ の性質が全教員から成る「社会」の最適参加者数 n^* に及ぼす効果を検討する。すなわち、第IV節で分析された限界費用 $C'(n)$ が一定のケースに加え、遞減および遞増のケースを含め、これらの費用関数の形状と社会的に最適な参加者数の関係を明らかにする。

期間内試験を選択した場合の利得 P も期間外試験を選択した場合の利得 S も、期間内試験の監督費用 C の減少関数だから、 n の減少関数として次のように表すことができる。

$$(1) \quad P(n) = B - C(n)$$

$$(2) \quad S(n) = -C^0 - C(n)$$

これらの利得は(4-6)および(4-7)式に対応しているが、ある教員が参加を選んだ場合の限界私的純便益 ΔW_P を考える場合、当人の利得は(4-6)式が示すように $P(n)$ ではなく $P(n+1)$ だから、連続形でも微少な正の定数 h を用いて $P(n+h)$ と表現することで区別できる。それゆえ期間内に切り替えた場合の限界私的純便益 ΔW_P は、費用関数の形状に依存し、線型近似すれば(3)式のように表現できる。(4-1)および(4-2)式のように(3)式を正と仮定すれば常に期間内試験の実施が支配戦略となるが、ここではそれを仮定せず、(4-3)式と同様の初期条件である(4)式のみを仮定する。

$$(3) \quad \Delta W_P(n) = P(n+h) - S(n) = B + C^0 - hC'(n),$$

$$(4) \quad \Delta W_P(0) = B + C^0 - C'(0) > 0.$$

したがって、(4-4)式のように限界費用が一定であるか、あるいは遞減的であれば、(3)式も常に正になり、本論のモデルと同様に常に期間内に実施することが支配戦略になる。もちろん限界費用が遞増する場合でも、定義域 $[0, N]$ において限界私的純便益 ΔW_P が依然として正なら、 N 人全員が期間内試験を実施する同じ均衡が実現する。

しかし限界費用の遞増が顕著である場合には、やがて(3)式が負になり、期間外実施が支配戦略に転じるケースを排除できない。この場合には、図2の両曲線が途中でクロスするチキン・ゲームになり、均衡点 n^t はその交点になる。すなわち仮定(4)の下では、限界費用の遞増が特に顕著な場合にのみ、本論のモデルの均衡値 N より少ない参加者 n^t が実現しうる。

次の課題は、こうした私的利得追求の帰結が社会的に望ましい結果であるかどうかを検討することである。そこで全教員の総利得 W を考えると、(1)および(2)式で表される利得にそれぞれの人数を乗じたものだから、やはり n の関数として定義できる。これに(3)式を代入して総利得 W を書き直し、その一階および二階の導関数を求めるとき、

$$(5) \quad W(n) = [P(n) - S(n)]n + S(n)N = \Delta W_P(n)n + S(n)N,$$

$$(6) \quad W'(n) = \Delta W_P(n) + \Delta W_E,$$

$$\text{where } \Delta W_E = -C'(n)(N - h) < 0,$$

$$(7) \quad W''(n) = -C''(n)N.$$

(7)式は、内点解になりうるのが費用遞増のケースのみであることを示唆している。すなわち、期間内試験が支配戦略になる限界費用一定および遞減のケースでは、(6)式が負になる(4-5)式のような仮定をすれば、社会的に最適な参加者数 n^s はゼロになるから、教員のジレンマないし試験監督の悲劇が生じる。逆に(6)式が正であれば、私的利得の追求が社会的に最適な参加者数 $n^s = N$ を実現することになる。

そこで以下では、(4-10)式に対応する(6)式の初期値 $W'(0)$ の大きさによって場合分けし、各費用関数の下での最適参加者数を検討しよう。

$$(A-1) \quad W'(0) = \Delta W_P(0) - C'(0)N < 0 \text{ のケース}$$

限界費用が一定の場合に加えて、限界費用が遞増的な場合にも n の増加につれ ΔW_P は小さく C' は大きくなるので、(6)式は常に負になり W は右下がりになるから、最適な参加者数は $n^s = 0$ になる。したがって、限界費用が一定の場合だけでなく、递増的な場合でも、図1のような囚人のジ

レンマが発生する。ただし上述したように限界費用の遞増が著しい場合には、チキン・ゲームが生じて $0 < n^t < N$ のみが期間内試験を実施することも起こりうる。

限界費用が遞減的な場合には、 n の増加につれ ΔW_P は大きく C' は小さくなるから(6)式が正に転じる可能性が生じる。もちろん常に負であれば、限界費用が一定および遞増的な場合と同様、囚人のジレンマに陥る。

しかし限界費用の遞減が著しく、(6)式の符号が負から正に転じて定義域 $[0, N]$ において W が U 字型を示し、かつ社会的に最適な参加者数が $n^s = 0$ ではなく $n^s = N$ になる場合には、私的利得の追求によって社会的な最適が自動的に実現されることになる。期間内試験による追加的な費用が次第にわずかになるため、全員が期間内に試験を実施することが社会的にも望ましくなるからである。ただし現実に十分大きな N の下で、負のスピルオーバー効果 ΔW_E を上回るような著しい私的限界利益 ΔW_P を考えることは容易ではない。私的限界利益 ΔW_P が負のスピルオーバー効果 ΔW_E を相殺するには、参加人数の増加を上回る限界費用の減少が要求されるからである。

それゆえ社会的最適な観点から試験監督制度を評価する場合、混雑現象が生じるという本論のモデルの帰結は、決して限界費用一定の仮定に依存した特殊ケースではない。

(A-2) $W'(0) = \Delta W_P(0) - C'(0)N > 0$ のケース

当初の限界費用がきわめて小さい、あるいは期間内試験実施の便益がきわめて高い場合にも、私的限界利益 ΔW_P の増加が負のスピルオーバー効果 ΔW_E を上回り続ける場合が論理的には考えられる。限界費用が一定の場合に加えて、上述したように递減的な場合には n の増加につれ ΔW_P は大きく C' は小さくなるので(6)式が常に正になるからである。これらの場合には、常に(5)式は正になり、 W は右上がりになる。すなわち、 $n^s = N$ となる端点解が社会的には最適になり、それが実際に実現される。なぜなら、図2の $P(N)$ がもはや $S(0)$ を下回るのではなく、上回ってしまう

からである。

他方、限界費用が遞増的な場合には、 n の増加につれ ΔW_P は小さく C' は大きくなるから、(6)式が負に転じる可能性が生じる。もちろん常に正であれば、限界費用が一定および遞減的な場合と同様、全員参加の最適解の自動実現が起こりうる。

しかし限界費用の遞増が著しく、(6)式の符号が正から負に転じて定義域 $[0, N]$ において W が逆 U 字型を示す場合には、次のような内点解 n^s が社会的に最適になる。

$$(8) \quad n^s = \{n : \Delta W_P(n) = C'(n)N\}$$

しかしそのためには $\Delta W_P(n^s) > 0$ でなければならぬから、 $\Delta W_P(n^t) = 0$ となるチキン・ゲームの均衡と比べると、期間内試験の実施者数は過剰であることが分かる。

それゆえ論理的には(6)式が常に正となるべく著しい費用遞増さえなければ、社会的最適は私的利息の追求の結果として自動的に達成されることになる。しかし上述したように、 N が十分に大きい場合には特に、その負のスピルオーバー効果 ΔW_E を相殺するほど大きな私的限界利益 ΔW_P を具体的に指摘することは困難である。

$$(A-3) \quad W'(0) = \Delta W_P(0) - C'(0)N = 0 \text{ のケース}$$

たまたま $W'(0) = 0$ であったとしても、限界費用が遞増的なケースなら(A-1)、限界費用が遞減的なケースなら(A-2)と同じ結果を得ることは自明である。ただし限界費用が一定の場合には、 W が水平線となるので、社会的な最適値はユニークではなくなる。

以上の検討から、(4-3)および(4-5)の仮定が満たされる限り、試験監督制度には混雑現象が生じるという本論のモデルの帰結は、決して限界費用一定の仮定に依存した特殊ケースではないことが分かる。仮に(4-5)の仮定が満たされないなら、私的利息の追求が社会的最適を導くことになり、実際にすべての教員に期間内試験の実施をためらわせる要因もなくなるから、

そうした均衡が実現しているはずである。それが現実的でないとすれば、混雑現象はすでに発生しており、これ以上激化させないという良識ある行動や無言の圧力への服従が併存しているか、チキン・ゲームに陥っている状況とみなすべきだろう。

試験監督協力制度の悲劇 ——市民教養としてのルールの戦略的理解——

矢根真二

小論の目的は、今日のような転換期においてはルールの役割と機能に関する理解が市民の基礎教養としてきわめて重要になるがゆえに、特に外部性などの一般的な原理をふまえたルールへの基本的な理解を学内外に広く浸透させることができが高等教育機関の使命であることを例証することである。「護送船団型・行政指導型社会」から「ルール型・司法型社会」への転換に対応するためには、錯綜する既得権益をいっそう複雑にしている外部性に対する幅広い市民の理解が不可欠であり、それゆえ外部性をふまえたうえでのルールの理解の浸透は実際に社会的な外部効果を有するからである。

特に高等教育機関の中心的な役割を果たす大学ないし法学部は、重要な社会的使命を担いうるだけでなく、自らの組織のガバナンスや組織内ルールの積極的な改革の原動力になることで当該大学をサバイバル競争の先頭にジャンプさせることができる。市民に不可欠な教養を提供しうる大学なら、その組織自体が提供する知識と技術によって自らも磨けるはずだからである。すなわち、もはやルールやガバナンスの改善は、机上の空論ではなく、日々の実践的な重要課題なのである。

それゆえルールの役割と機能に及ぼす外部性の影響を理解する具体例として、きわめて単純で身近な試験監督協力制度を取り上げ、ルールの果してきた意義と生み出す問題を検討する。すなわち単純で身近な試験監督制度でさえ、量的拡大経営政策や年功序列賃金制度の下で生まれる正の外部効果を収穫する巧妙な発明としての役割を果してきたとともに、新たに生み出す負の外部性によって「試験監督の悲劇」を招きかねない危険性を明らかにする。

冒頭に述べたように小論の目的は、(新たな試験監督制度を提唱することではなく,)こうした単純で身近なルールでさえ外部効果によって錯綜する既得権益がいっそう複雑になり、ボランタリー精神に満ちた大学組織内部でさえ諸ルールの迅速な改善が難しくなる理由を広く認識して頂くことがある。こうしたルールへの基本的な見方なくして、新聞紙上を賑わす制度転換が実際にはなかなか進展しない理由も進展する方向も理解し難く、まして市民として選択すべき進行方向への効果的なサポートも困難だからである。だからこそ、ルールの役割と機能に関する基本的な理解は、現代市民の教養として不可欠であり、その浸透と実践は大学に課せられた最重要な課題の1つなのである。